

岩倉市市民参加条例（素案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号。以下「自治基本条例」といいます。）第10条第4項及び第12条第2項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりの推進を目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいいます。
- （2）投票資格者 住民投票における投票の資格を有する者をいいます。
- （3）審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- （4）アンケート 広く市民の意識を把握するために、執行機関が調査項目を設定して、一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。
- （5）意見交換会 広く市民の意見を直接聴くために、市民と執行機関又は市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。
- （6）公聴会 市政に係る政策等の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。
- （7）市民討議会 潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、執行機関が無作為抽出により市民を選出して開催する集まりをいいます。
- （8）パブリックコメント手続 計画の策定、条例の制定等に当たり、その案その他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- （9）政策提案制度 市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方等を公表する一連の制度をいいます。
- （10）市民委員登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ市民を登録する制度をいいます。

ます。

(市民の役割)

第3条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めます。

2 市民は、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うことができます。

3 市民は、互いを理解し尊重するよう努めます。

(議会の責務)

第4条 議会は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）に基づき、市民参加及び協働に努めるものとします。

(執行機関の責務)

第5条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。

2 執行機関は、市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するものとします。

3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。

(職員の責務)

第6条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。

第2章 市民参加の手続

(市民参加の手続の対象)

第7条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」といいます。）を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければなりません。

(1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価

(2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更

(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続の対象としないことができます。

(1) 軽易なもの

- (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手續の結果を反映しがたいもの
 - (4) 法令の規定により別に市民参加の手續と同様の手續について定められているもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) 執行機関の権限に属さないもの
- (市民参加の手續の方法)

第8条 執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手續を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。

- (1) 審議会等の設置
- (2) アンケートの実施
- (3) 意見交換会等（意見交換会、公聴会及び市民討議会をいいます。）の開催
- (4) パブリックコメント手續

2 市民以外の者で当該事項について利害関係を有するものがあるときは、市民参加の手續に準じた方法で、それらの者の意見を聴くよう努めるものとします。

(市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表)

第9条 執行機関は、年度当初に、その年度の市民参加の手續の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手續を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について、公表するものとします。

2 執行機関は、次の各号に掲げる市民参加の手續を実施したときは、それぞれ各号に定める情報を、速やかに公表しなければなりません。会議等が非公開で行われた場合又はその情報に非公開情報（岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第6条第1項各号に定める情報をいいます。）が含まれているときも、非公開情報以外の情報は公表するよう努めます。

- (1) 審議会等の会議、意見交換会、公聴会及び市民討議会 会議録及びこれらの会議等で述べられた意見に対する執行機関の検討結果
- (2) アンケート 集計結果
- (3) パブリックコメント 対象事項の題名、対象事項の案の公表の日、提出された意見又はその概要（提出された意見がなかった場合にあつては、その旨）並びに提出された意見を検討した結果及びその理由
- (4) 政策提案手續 提案の内容、提案に対する検討の結果及びその理由

3 執行機関は、前年度の市民参加の手續の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

(審議会等の委員)

第10条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含めるものとします。

2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられるよう努めるものとします。

3 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。

(審議会等の会議の公開)

第11条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 非公開情報が含まれている場合

(3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 執行機関は、市民参加の手續として審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、傍聴の手續等を公表しなければなりません。

(アンケートの実施)

第12条 執行機関は、アンケートを実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければなりません。

(意見交換会の開催)

第13条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

(公聴会の開催)

第14条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければなりません。

(1) 公聴会の開催の日時及び場所

(2) 政策等の案及び案に関する資料

(3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲

(4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提

出方法及び提出期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に当たり必要と認める事項

2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表するものとします。

3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

4 公聴会の議長は、公聴会を開催したときは、その都度、公聴会で述べられた意見等を記録し、市長に報告しなければなりません。

(公聴会の公述人)

第15条 市民は、対象事項に対する賛否及びその理由を記載した書面をあらかじめ提出することにより、公聴会で意見を述べることを申し出ることができます。

2 執行機関は、必要と認めるときは、対象事項に関し識見を有する者に意見を求めることができます。

3 公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」といいます。)は、第1項の規定による申出をした者及び前項の識見を有する者の中から執行機関が決定します。この場合において、その案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

(市民討議会の開催)

第16条 執行機関は、市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽出した年齢満18歳以上の者に対し、参加を依頼します。

2 市民討議会の参加者に対しては、謝礼を支払うこととします。

3 執行機関は、市民討議会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

(パブリックコメント手続の実施)

第17条 執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。

(1) 対象事項の案及び当該案に関する資料

(2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景

(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限

(4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の実施に当たり必要と認める事項

(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)

第18条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおり

とします。

- (1) 郵便等
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参
- (5) 前各号に定めるもののほか、執行機関が認める方法

2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、執行機関は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。

3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。

4 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して、対象事項についての意思決定を行わなければなりません。

(政策提案手続)

第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から市政に関わる現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができます。

2 執行機関は、政策提案手続により提案を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。

- (1) 提案を求める政策の目的
- (2) 提案することができるものの範囲
- (3) 提案方法及び提出期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、提案を求めるに当たり必要な事項

3 執行機関は、政策提案手続により提案があった場合には、その提案の内容を公表するとともに、提案のあった政策について総合的に検討し、検討の結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知しなければなりません。ただし、結果が出るまで6月以上かかる場合は、6月を超えないごとに検討状況を当該検討にかかる代表者に通知することとします。

(市民委員登録制度)

第20条 市長は、審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。

2 市長は、登録された市民を審議会等の委員に、公募とは別に、選任するよう努めるものとします。

第3章 住民投票

(住民投票に付することができる事項)

第21条 住民投票に付することができる事項は、第7条第1項各号に掲げるもののうち、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとしします。

2 次に掲げる事項は、住民投票に付することができません。

(1) 法令の規定により住民投票を行うことができる事項

(2) 執行機関の組織、人事及び財務に関する事項

(3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項

(4) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(投票資格者の要件)

第22条 投票資格者は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有する者としします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票における投票の資格を有しません。

(1) 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「公選法等規定」といいます。)により選挙権を有しない者

(2) 投票資格者名簿に登録されていない者

(3) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第32条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に前項の規定に該当しない者

(住民投票の実施の請求等)

第23条 投票資格者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の請求があつたときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。

3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。

4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が投票資格者総数の4分の1を超えたときは、第2項及び前項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。

6 市長は、自ら住民投票を発議し実施することができます。

(住民投票の形式)

第24条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式によるものでなければなりません。

(住民投票の執行)

第25条 住民投票は、市長が執行するものとします。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を岩倉市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に委任するものとします。

3 選挙管理委員会の委員は、自ら住民投票の実施の請求をし、及びこれに必要な署名の収集をすることはできません。

(代表者証明書等の交付等)

第26条 第23条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする者の代表者（以下「請求代表者」といいます。）は、市長に対して、住民投票に付そうとする事項、その趣旨その他必要な事項を記載した請求書をもって同項の請求をし、かつ、請求代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」といいます。）の交付を受けなければなりません。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、その旨を公表するとともに、選挙管理委員会に通知しなければなりません。

3 前2条に定めるもののほか、住民投票の実施の請求のために行う署名については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2及び第74条の3の規定の例によるものとします。

(要旨の公表等)

第27条 市長は、第23条第4項から第6項までの規定により住民投票を実施することとなったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければなりません。

(投票資格者名簿の調製と登録)

第28条 選挙管理委員会は、第26条第2項の規定による通知があったときは、別に規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製し、投票資格者総

数の50分の1及び4分の1の数を告示しなければなりません。

2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、別に規則で定めるところにより、第29条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければなりません。

3 選挙管理委員会は、第29条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければなりません。

(投票日)

第29条 選挙管理委員会は、第27条の規定による通知があったときは、その旨を告示し、その日から起算して30日を経過し、90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」といいます。)を定めるものとします。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙、本市の議会の議員若しくは長の選挙又は国民投票が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができます。

4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければなりません。

(投票所等)

第30条 投票所及び第32条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」といいます。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。

2 選挙管理委員会は、前条第2項の規定による告示の日に投票所及び期日前投票所を告示しなければなりません。

(投票の方法等)

第31条 投票は、一人一票とし、秘密投票とします。

2 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければなりません。

(期日前投票等)

第32条 投票人は、前条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところによ

り期日前投票又は不在者投票をすることができます。

(代理投票等)

第33条 身体故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない投票人は、別に規則で定めるところにより代理投票又は点字投票をすることができます。

(無効投票)

第34条 次に掲げる投票は、無効とします。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 白紙投票
- (3) 投票の意思が明らかに判別し難いもの
- (4) 他事の記載により投票の秘密を脅かすと認められるもの

2 選挙管理委員会は、分かりやすい投票の方法に配慮し、無効票が生じないように努めるものとします。

(情報の提供)

第35条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければなりません。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に努めるものとします。

(投票運動)

第36条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。

(投票結果の告示)

第37条 選挙管理委員会は、住民投票が実施されたときは、開票結果を告示しなければなりません。

(投票結果の尊重)

第38条 議会及び市長は、投票資格者に占める有効投票総数の割合を考慮した上で、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(再請求の制限期間)

第39条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから3年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票を行うことはできません。

(投票及び開票)

第40条 この章に定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投

票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに岩倉市公職選挙管理規程（平成15年9月29日選管訓令第2号）の規定の例によるものとします。

第4章 協働

（協働を進める上での基本原則）

第41条 市民及び執行機関は、協働を進める際には、以下の原則に従うものとします。

（1）補完性の原則 それぞれの役割や責任を明確にし、互いに補完します。

（2）相互理解の原則 互いの立場や特性の違いを理解し、尊重します。

（3）共有の原則 目的、目標及び情報を互いに共有します。

（4）対等性の原則 互いの主体性を認め合い、対等なパートナーとして取り組みます。

（5）公開性の原則 事業の経過や結果等の情報の公開に努め、透明性を確保します。

（6）自主・自立の原則 自主性を持ち、かつ自立して活動に取り組みます。

（協働の取組）

第42条 執行機関は、市政における政策の形成、執行及び評価（以下「政策形成等」といいます。）を行う場合には、市民との協働により実施するよう努めるものとします。

2 協働による政策形成等が行われた場合には、その経過、決算、結果等の情報を公表するものとします。

3 協働による政策形成等は、事業協力、事業共催などの他、行政から市民への補助及び助成並びに後援及び事業委託など多様な形態があります。

（公益的活動の支援）

第43条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下、団体等といいます。）が実施する公益的な活動に対し、次に掲げる支援をすることができます。

（1）財政的支援

（2）情報提供

（3）前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項

2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては活動の公益性や透明性を高め市民の理解を得るよう努めるものとします。

(中間支援組織の設置)

第44条 執行機関は、市民との協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。

(協働によるまちづくりを担う人材)

第45条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。

2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。

第5章 その他

(審議会による検証等)

第46条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証等は、岩倉市自治基本条例第25条第3項で定める審議会により行うものとします。

(条例の見直し)

第47条 市長は、前条の規定による検証を踏まえ、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(経過措置)

2 施行日から平成28年6月18日までの間における第22条第2項第1号の規定は、年齢満18歳以上20歳未満の者を公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有するものとみなして適用します。